

令和3年横審第48号

裁 決
旅客船A火災事件

受 審 人 a 1

職 名 A機関長

海技免状 一級海技士（機関）

受 審 人 a 2

職 名 A次席一等機関士

海技免状 二級海技士（機関）（履歴限定）

受 審 人 a 3

職 名 A五席一等機関士

海技免状 一級海技士（機関）

補 佐 人 5人

（いずれも a 1、a 2 及び a 3 各受審人選任）

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 を戒告する。

受審人 a 3 を戒告する。

受審人 a 1 を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年6月16日13時10分

京浜港横浜第1区

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A

総トン数 50,444トン

全長 240.96メートル

機関の種類 電気推進

出力 24,000キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成元年に進水した旅客定員が1,049人の鋼製旅客船で、12層の甲板を有し、第10甲板に操舵室を備え、第12甲板には、営繕部が修理に使用する筒状のカーテン用生地、椅子用生地、ダンボール箱に入った布及び接着剤などの補修機材等が収納されたアップホルスタリーショップ（以下「資材庫」という。）が配置されていた。

(2) 安全管理体制

A社は、1974年海上における人命の安全のための国際条約に基づき、国際安全管理規則の要件に適合した船舶の安全運航のための安全管理システムを構築し、同システムに関する安全管理マニュアルを作成して本船に備え付けていた。

安全管理マニュアルに基づく安全衛生規定には、人命の保護、防災設備の保全等、人命の安全に関わる業務及び船内の衛生について定められており、危険作業として、安全担当者は、火気作業等を行

わせる場合には、実効可能な限り自らが現場に立ち会い「火気作業手順書」等に従って当該作業の安全が確保されていることを確認し、必要に応じて各部主任者又は各部主管者に助言を与えなければならないと記載され、安全担当者の選任として、副船長を甲板部、無線部及び医務部、機関長を機関部及び営繕部、ホテルマネージャー及びチーフパーサーをホテル部の安全担当者と定めると記載されていた。

(3) 火気作業手順書

火気作業手順書には、現場作業責任者は、作業場所及びその付近が清潔であり、油、ウエス等の可燃物がないこと並びに作業場所及び隣接する区画には、可燃性又は爆発性の気体がないこと及び燃えやすい物がないことを確認し、作業の安全を確保しなければならないと記載されていた。

また、火気作業許可証については、機関長は、工作室区域外において火気作業を実施させる場合、作業安全措置がとられていることを確認後、同許可証を発給しなければならないと記載されていた。

(4) 機関部及び営繕部の職務分掌

機関部については、推進、電力供給等を主務とする従来の機関部とテンダーデッキと称される第4甲板から上の旅客設備の保守管理を主務とする営繕部に分かれており、一等機関士が従来の機関部担当業務の管理を、次席一等機関士が営繕部長として同部担当業務の管理を行っていた。

また、営繕部については、五席一等機関士が修繕技師として、ランドリー機器、ギャレー機器、トイレシステム、ホテル関係機器等の保守管理を担当し、電気技師が、空調機器、冷凍機器、エレベーター、照明関係等の電気機器の保守管理を担当していた。

(5) 本件に至る経緯

Aは、船長 a 4、 a 1 受審人、 a 2 受審人及び a 3 受審人ほか、日本国籍、フィリピン共和国籍及びインドネシア共和国籍の船員合わせて 1 4 9 人が乗り組み、令和 2 年 4 月 1 日 1 0 時 5 0 分京浜港横浜第 1 区の大さん橋ふ頭に出船右舷着けで着岸したのち、整備作業を行うために停泊を続けた。

a 3 受審人は、修繕技師としてテンダーデッキから上の旅客設備の保守管理を担当しており、同年 6 月 1 5 日 0 8 時 0 0 分頃、営繕部所属のフィリピン共和国籍の整備士及び整備員と、第 1 2 甲板の資材庫の右舷側に隣接するベントスペース（以下「ベントスペース」という。）の腐食した鋼製の床板を切断して取り外し、新しい鋼板に取り替える修繕作業（以下「床鋼板火気作業」という。）の準備を行うこととして床鋼板火気作業現場を点検し、同作業場所に可燃物がないことを確認した。

a 3 受審人は、本件作業現場に隣接する資材庫に可燃物が格納されていることを承知していたものの、資材庫と隣接する床板をガス切断することはないと判断し、資材庫を隣接する区域として扱わず、火気作業許可証の予防措置欄にある「作業場所及び隣接する区画には、燃えやすい物がないこと。」という確認項目には、燃えやすい物がないものとして、同許可証を作成し、営繕部長である a 2 受審人に署名を求めた。

a 2 受審人は、1 7 時 1 0 分頃 a 3 受審人からガス切断作業を実施するため火気作業許可証に署名を求められたとき、ベントスペースの資材庫と隣接する床板をガス切断すると、ガス切断作業によって生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導し、資材庫内に保管されている可燃物に着火して火災が発生するおそれがあることを承知して

いたが、a 3 受審人が資材庫と隣接する床板をガス切断させること
はないと思い、a 3 受審人に資材庫内の床鋼板火気作業現場に隣接
する場所に保管されている可燃物を移動するよう指示するなど、火
気作業の安全対策についての指示を十分に行わなかった。

a 2 受審人は、a 3 受審人に火気作業の安全対策についての指示
を行わず、火気作業許可証では、営繕部長が現場作業責任者となっ
ているものの、実質的には現場作業責任者としてなすべき作業は修
繕技師によって実施されるものと認識して同許可証の現場作業責任
者の欄に署名し、a 1 受審人に火気作業許可証の署名を求めた。

a 1 受審人は、18時00分頃 a 2 受審人から本件作業について
火気作業許可証への署名を求められ、現場作業責任者の欄に a 2 受
審人が記載され、同人の署名があることから、書面上にて作業安全
措置がとられていることの確認を行ったのち、同許可証の発給を行
った。

a 3 受審人は、翌16日08時00分機関室内の第3甲板右舷側
にある工作室で始業前の打ち合わせを行い、整備士及び整備員に予
定どおり床鋼板火気作業を実施することを伝えて同作業現場に向か
い、床鋼板火気作業現場に到着したとき、資材庫と隣接する床板を
ガス切断すると、ガス切断作業によって生じた高温の熱が資材庫の
壁面に伝導し、資材庫内の可燃物が着火して火災が発生するおそれ
があったが、整備士が資材庫と隣接する床板をガス切断すること
はないと思い、作業開始前に資材庫内の床鋼板火気作業現場に隣接
する場所に保管されている可燃物を移動するなど、火気作業の安全対
策を十分に行わなかった。

a 3 受審人は、09時20分ベントスペースに持ち運び式消火器
1本を準備し、隣接する資材庫の火気作業の安全対策を行わないま

ま、整備士及び整備員と共に床鋼板火気作業を開始し、09時30分他の担当作業の進捗状況を確認するために作業現場を離れ、11時45分に作業現場に戻ったとき、整備士に床鋼板火気作業を継続するように伝え、午後は床鋼板火気作業現場には行かずにライフボートの点検作業に当たっていた。

整備士及び整備員は、11時45分昼食のために作業を中断して床鋼板火気作業現場を離れ、13時00分同現場に戻って作業を再開したところ、整備員が工具を取りに行くために床鋼板火気作業現場を離れ、整備士が1人で資材庫と隣接する床板の壁面から約1センチメートルのところをガス切断中、ガス切断作業により生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導するとともに、ガス切断火花により生じた同壁面の破孔から侵入した高温の赤熱した熔融金属によって隣接する資材庫内の可燃物に着火し、Aは、13時10分横浜貯木場防波堤灯台から真方位301度1,490メートルの地点において、資材庫が火災となり、13時11分資材庫の火災検知器が作動した。

当時、天候は晴れで風力3の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

その結果、資材庫は壁面等に焼損を、下層区画は消火活動に伴う放水で濡損等をそれぞれ生じ、のちいずれも修理された。

(原因の考察)

本件は、ベントスペースでのガス切断作業により生じた高温の熱が隣接する資材庫の壁面に伝導するとともに、ガス切断火花により生じた同壁面の破孔から侵入した高温の赤熱した熔融金属によって隣接する資材庫内の可燃物に着火したことによって発生したものである。

a 2 受審人が、資材庫に可燃物が収納されていることを知っており、

ベントスペースの資材庫と隣接する床板をガス切断すると、ガス切断作業により生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導し、資材庫内の可燃物が発火して火災が発生するおそれがあることを承知していたのだから、資材庫内の床鋼板火気作業現場に隣接する場所に保管されている可燃物を移動させるなど、火気作業の安全対策についての指示を十分に行わなかったことは、本件発生の原因となる。

また、a 2 受審人が、過去からの運用上、現場作業責任者は、修繕技師である a 3 受審人であり、資材庫と隣接する床面をガス切断するとは思わなかったと主張しているものの、a 2 受審人は、職務分掌上、a 3 受審人を指導、教育する立場にあり、火気作業の危険性を承知している a 2 受審人が、床鋼板火気作業現場に行かず、火気作業の安全対策についての指示を十分に行わなかったことは、営繕部長である a 2 受審人の管理責任を免れるものではない。

a 3 受審人が、資材庫に可燃物が収納されていることを承知しており、ベントスペースの資材庫と隣接する床板をガス切断すると資材庫の壁面に伝導した高温の熱によって資材庫内の可燃物が発火して火災が発生するおそれがあったが、整備士が資材庫と隣接する床板をガス切断することはないと思い、資材庫を隣接する区域として扱わず、火気作業の安全対策を十分に行わなかったことは、本件発生の原因となる。

一方、a 1 受審人が、火気作業許可証を発給する際、書面の安全措置の確認項目を確認した上、火気作業の安全対策を十分に行われているものと認識して同許可証を発給しており、このことは、火気作業手順書の記載どおりであったから、本件発生の原因とはならない。

(主張に対する判断)

理事官は、a 1 受審人に対して、床鋼板火気作業を行う旨の報告を受

けた場合、床鋼板火気作業前に安全確認を講ずるよう十分に指示すべき注意義務があった旨を主張するので、このことについて検討する。

事実の経過及び原因の考察で示したとおり、a 1 受審人は、a 2 受審人から床鋼板火気作業について火気作業許可証への署名を求められたとき、現場作業責任者の欄に a 2 受審人が記載され、同人の署名があること及び火気作業手順書に従って、書面の安全措置の確認項目がすべて措置済となっていることから、作業安全措置がとられていることを確認した後に、同許可証の発給を行っており、経験豊富な次席一等機関士及び五席一等機関士である a 2、a 3 両受審人が火気作業の安全対策を十分に行っているものと認識して措置済と記載されている安全措置状況について a 2 受審人に再確認しなかったことは、床鋼板火気作業前に安全確認を講ずるよう十分に指示すべき注意義務があったものとは認められない。

したがって、理事官の主張を採ることはできない。

(原因及び受審人の行為)

本件火災は、京浜港横浜第 1 区において、停泊中、ベントスペースでガス切断作業を実施する際、火気作業の安全対策が不十分で、ガス切断作業により生じた高温の熱が隣接する資材庫の壁面に伝導するとともに、ガス切断火花により生じた同壁面の破孔から侵入した高温の赤熱した熔融金属によって隣接する資材庫内の可燃物に着火したことによって発生したものである。

火気作業の安全対策が十分でなかったのは、次席一等機関士が火気作業の安全対策についての指示を十分に行わなかったことと、五席一等機関士が火気作業の安全対策を十分に行わなかったことによるものである。

a 2 受審人は、京浜港横浜第 1 区において、停泊中、ベントスペースでガス切断作業を実施するため火気作業許可証に署名を求められた場合、資材庫と隣接する床板をガス切断すると、ガス切断作業により生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導し、資材庫内の可燃物が着火して火災が発生するおそれがあることを承知していたのだから、資材庫内の床鋼板火気作業現場に隣接する場所に保管されている可燃物を移動するよう指示するなど、火気作業の安全対策についての指示を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 3 受審人がベントスペースで資材庫と隣接する床板をガス切断させることはないと思い、a 3 受審人に火気作業の安全対策についての指示を十分に行わなかった職務上の過失により、ガス切断作業により生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導するとともに、ガス切断火花により生じた同壁面の破孔から侵入した高温の赤熱した熔融金属によって資材庫内の可燃物に着火して火災が発生する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

a 3 受審人は、京浜港横浜第 1 区において、停泊中、ベントスペースでガス切断作業を実施する場合、資材庫と隣接する床板をガス切断すると、ガス切断作業により生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導し、資材庫内の可燃物が着火して火災が発生するおそれがあったのだから、資材庫内の床鋼板火気作業現場に隣接する場所に保管されている可燃物を移動するなど、火気作業の安全対策を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、整備士が資材庫と隣接する床板をガス切断することはないと思い、火気作業の安全対策を十分に行わなかった職務上の過失により、ガス切断作業により生じた高温の熱が資材庫の壁面に伝導するとともに、ガス切断火花により生じた同壁面の破孔から侵入した高温の

赤熱した熔融金属によって資材庫内の可燃物に着火して火災が発生する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 3 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

a 1 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 岩 崎 欣 吾

審判官 大 北 直 明

審判官 山 岸 雅 仁